

運送業者貨物賠償責任保険のご請求に必要な書類 (第三者賠償)

No	必要な書類	ご説明
被保険者様の保険金のご請求意思およびお支払手続きの確認のための書類		
(1)	保険金請求書	
事故発生の状況・日時・場所・事故原因、損害発生の有無を確認する書類		
(2)	事故報告書	事故内容、事故原因、損害内容（品名・数量・価額）の確認のため、保険金請求書裏面に記入いただきご提出ください。
(3)	事故証明書 ①交通事故証明（警察署） ②罹災証明書（消防署）	事故の事実確認のためご提出ください。 ①は交通事故（車両衝突など）、②は火災事故、の場合にご提出ください。
輸送・保管等の事実および貨物の内容を確認する書類		
(4)	送り状	運送業務に係る事故発生を確認するため、ご提出ください。 輸送業務の納品書・出荷指図書でも結構です。ない場合は「発送証明書」をご作成ください。
(5)	運転日報	輸送時の車両の稼働状況を記録した書類をご提出ください。
損害賠償請求に関する保険金のご請求の場合に必要な書類		
(6)	損害賠償請求書	相手様からの損害賠償請求書写しをご提出ください。 対人賠償の場合は、治療費の領収書写し、診断書
(7)	示談書または賠償責任事故解決通知書	荷主（元請運送人）との間の協定書として「示談書」もしくは「賠償責任事故解決通知書」をご提出ください。 ※「賠償責任事故解決通知書」を使用する場合において、保険金支払先が契約者で、契約者が賠償金を未払いの場合や、支払済みの証明書類が添付できない場合は、示談書の取り交しが必要です。
(8)	損害賠償の請求者の領収書	損害賠償金を既に支払われた場合のみご提出ください。 ①修理業者へ直接支払われた場合、修理業者の領収書 ②銀行振込により支払われた場合、振込伝票 ③運賃相殺により清算された場合、運賃相殺されたことが確認できる資料
(9)	修理見積書	分損の場合は、修理・手直し費用の明細をご提出ください。
(10)	写真	貨物全体と損傷状況のわかる写真をご提出ください。 →貨物自体（中身）の損害写真はごさいませうでしょうか。